



補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に住所を有する個人又は村内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者であること。
- 村税を滞納していないこと。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 申請者及び申請者と生計を一にする方が電気自動車（以下、「車両」という。）に対して、過去に村からの補助金等の交付を受けていない。又は受ける見込みがない。

対象設備の要件

- 国が実施するEV向け補助金の対象車両のうち、**電気のみを燃料とする4輪自動車（EV）**であること。※PHV、FCV等は対象外
- 初度登録車両（新車）であること。※令和7年10月以降の登録車両 ※中古車は対象外
- 改造車でないこと。
- 車検証に記載の「使用の本拠の位置」が村内であること。
- 自家用であること。
- 申請者、車両所有者、車両使用者が同一であること（ローンやリースの場合は別で可）。
- リースの場合は、初度登録後3年以上の期間がある契約であること。



【対象者車両の確認はコチラ】
一般社団法人
次世代自動車振興センター
<https://www.cev-pc.or.jp/>

補助金額

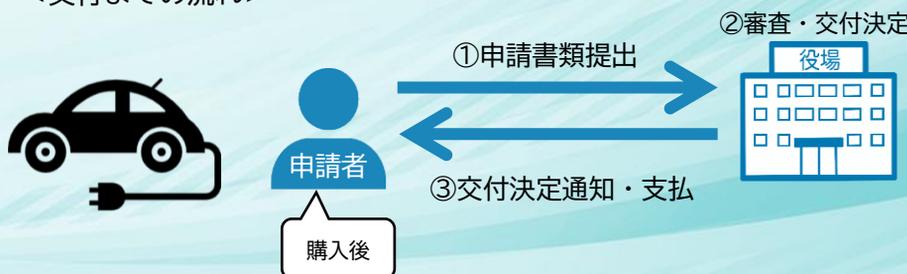
10万円（定額）

申請の期限／方法（対象者の区分に従って申請してください。）

当該車両の自動車検査証に記載された**初度登録年月又は初度検査年月の末日から起算して1年以内**に次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。

※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。

<交付までの流れ>



提出書類

提出書類 (3~7はコピーでの提出可)

1. 交付申請書 (様式第1号)

- 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能

2. 振込口座記入用紙

- 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能

3. 車両の導入に係る費用及び支出が確認できる書類

- 領収書が発行されない場合は振込票、内訳書などの写し
- リース契約の場合は、リース契約が確認できる書類の写し

4. 自動車検査証 (車検証) のコピー

5. 自動車検査証記録事項のコピー

- 納車時に受け取ったものか、車検証閲覧アプリから出力可能

6. 納税証明書 (未納がないことの証明) (発行から3カ月以内のもの)

- 税務課又は郵送申請にて取得可能
- 申請時において村税(住民税、固定資産税等) が課税されていない場合は添付不要
- 事業者が申請する場合は、法人の納税証明書 (村税)

7. 他補助金等の金額が確認できる書類 条件により提出

- ※申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出

8. 事務代行届 (様式第2号) 条件により提出

- ※交付申請の手続を代理の者 (業者等) に委任する場合提出
- 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能



【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です (設置場所の案内図、納税証明書など)。

i お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課
環境計画推進担当(役場行政棟4F)
TEL:029-282-1711(内線1432)
Mail:kanky@vill.tokai.ibaraki.jp